

市民活動助成の申請の手引き

(市民活動助成、初めの一步助成、市民活動団体設立助成)

魅力と活力ある

地域づくりをしませんか！



スイスイちゃん

スイトくん

相談期間

・とき/平成24年4月2日(月)～5月7日(月)

* 希望日時をお知らせのうえ、お越しく下さい。

説明会の開催

・とき/平成24年4月7日(土) 午後7時～8時

・ところ/まちづくり市民活動支援センター

書類の受付期間

・とき/平成24年5月8日(火)～5月11日(金)

* 希望日時をお知らせのうえ、お越しく下さい。

公開審議会

・とき/平成24年5月27日(日) 午前9時～

・ところ/まちづくり市民活動支援センター

* 「市民活動団体設立助成」の相談・申請の受付は平成25年2月28日までです。

平成24年4月

大垣市かがやきライフ推進部市民活動推進課

目次

| | ページ |
|--------------------|-----|
| 1 目的 | 1 |
| 2 市民活動団体とは | 1 |
| 3 事業の形態 | 2 |
| 4 助成の種類・条件等 | 2 |
| 5 事業の実施期間 | 2 |
| 6 対象となる経費 | 2 |
| 7 申請するに必要な書類 | 3 |
| 8 審議・審査 | 3 |
| 9 主なスケジュール | 4 |
| 10 申請書の記入要領 | 7 |
| 11 Q & A | 12 |

1 目 的

市は、「大垣市まちづくり市民活動育成支援条例（平成15年制定）」に基づき、市民活動団体として登録した団体を対象に、団体が行う公益的な事業や団体設立の経費に対して、予算の範囲内で助成を行います。

事業は、「市民協働マニュアル（平成24年3月作成）」に基づき、検討段階から市の事業担当所属等との話し合いの場を設けるなど、P D C Aサイクルによる手順をとり、市民活動団体と市との協働によって推進します。

2 市民活動団体とは

市に登録できる市民活動団体は、特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行い、次の要件を満たしている団体です。

▷ 市民活動団体の要件と登録に必要な書類

要 件

市長が所轄する特定非営利活動法人（市内にのみ事務所を有するNPO法人）

市民活動を行うことを主たる目的とした、次の条件に該当する条例第9条の規定により登録した団体

- 1) 5人以上の会員を有し、代表者を含め3人以上の役員を有すること
- 2) 活動が市内で行われていること
- 3) 市民に開かれた団体であること
- 4) 代表者及び運営の方法が規約又は会則で定まっていること

登録に必要な書類（条例第9条関係）

市民活動団体登録申請書

規約等（規約等には、団体名称、活動目的、市民活動の内容、事務所又は活動拠点の所在地、役員又は会員に関する事項、会計に関する事項、その他を記載）

役員名簿

会員名簿

▷ 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動

- 1 保健・医療・福祉の増進、2 社会教育の推進、3 まちづくりの推進、4 観光の振興、
- 5 農山漁村・中山間地域の振興、6 学術・文化・芸術・スポーツの振興、
- 7 環境の保全、8 災害救援、9 地域安全、10 人権の擁護・平和の推進、
- 11 国際協力、12 男女共同参画社会の形成促進、13 子どもの健全育成、
- 14 情報化社会の発展、15 科学技術の振興、16 経済活動の活性化、
- 17 職業能力の開発・雇用機会拡充の支援、18 消費者保護、19 市民活動支援

3 事業の形態

市民活動団体から申請のあった対象事業について、審議・審査などを経て、団体が行う公益的な事業や団体設立の経費に対して助成します。

事業の主体は申請した市民活動団体ですが、「市民協働マニュアル」に基づき、市の事業担当所属と協働して推進していただきます。（*「市民活動団体設立助成」を除く）

4 助成の種類・条件等

助成には、市民活動助成、初めの一步助成、市民活動団体設立助成の3種類があります。それぞれの条件や対象などは次のとおりです。

| ▷ 助成の種類・条件等 | | | |
|-------------|---|---------|------------|
| 種 類 | 市民活動助成 | 初めの一步助成 | 市民活動団体設立助成 |
| 条 件 | 登録後1年以内の団体 | | |
| | 公開審議会と事業報告会への参加 | | |
| 対 象 | 市民活動として行う公益的な事業 公益的な事業 / 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する事業 | | 団体設立に伴う備品等 |
| | 対象外 / 国・地方公共団体及びその他関連団体の財政的支援を受けているもの | | |
| 補 助 率 | 1 / 2 | | 10 / 10 |
| 上 限 額 | 300,000円 | 50,000円 | 20,000円 |
| 回 数 | 3回まで | 1回 | |
| 特記事項 | 「市民協働マニュアル」に基づき、市の事業担当所属と協働して推進していただきます。 | | |

* 他の補助金、委託費、自主事業等と重複する事業は対象外です。

5 事業の実施期間

市民活動助成及び初めの一步助成は、交付決定後から平成25年2月28日までです。

市民活動団体設立助成は、交付決定後から平成25年3月31日までです。ただし、平成25年2月28日までに申請を行ってください。

6 対象となる経費

対象となる経費は、事業の実施に直接要する経費です。市民活動団体の事務所の賃借料や光熱水費などの管理費、団体の会員及び事業への参加者の旅費及び日当、事業への参加者に支給する記念品の購入経費などは対象外です。

7 申請に必要な書類

申請に必要な書類は次のとおりです。

書類の受付期間などは「9 主なスケジュール」(4ページ)を、記入にあたっては「10 申請書の記入要領」(7ページ)をご覧ください。

▷ 市民活動助成、初めの一步助成

市民活動助成申請書
添付書類 / 活動計画書 (具体的な活動内容)
添付書類 / 収支予算書 (見積書を含む)
その他

▷ 市民活動団体設立助成

市民活動助成申請書
添付書類 / 収支予算書 (見積書を含む)
その他

8 審議・審査

▷ 市民活動助成、初めの一步助成

大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会による公開審議会に出席し、申請書等に基づきプレゼンテーションを行っていただきます。その後、同委員会では市の事業担当所属の意見を求めるとともに、次の評価項目に基づき審議を行い、結果を市へ通知します。市は、これを受けて、交付・却下を決定します。

▷ 評価項目

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 先 駆 性 | ・新しい社会を作り上げるために、期待ができる開拓的なものであること |
| 問題提起性 | ・社会への新たな問題提起につながること |
| 効 果 性 | ・効果の広がりが期待できること |
| 自 立 性 | ・自己努力による資金確保に努めていること |
| 発 展 性 | ・助成金を受けることで、事業が発展すること |
| 展 望 性 | ・継続する展望があること |
| 現 実 性 | ・実行可能な方法、スケジュール、予算の事業計画があること |
| 地 域 性 | ・活動が地域に寄与することが期待できること |
| 公 平 性 | ・事業が広く市民に開かれていること |

[大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会]

市民活動の育成支援に関して調査・審議・助言などを行う市の審議会で、学識経験者、知識及び経験を有する者、公募市民、計10人で構成しています。

市民活動の育成支援に関する施策について市に助言などを行う組織です。

▷ 市民活動団体設立助成

書類審査を行い、市が交付・却下を決定します。

9-1 主なスケジュール (相談から交付決定まで)

[市民活動助成、初めの一步助成]

相 談 期 間

4月2日(月)

~

5月7日(月)

市の事業担当所属とのマッチング、申請書の作成に対する助言などの相談は、市民活動推進課及びまちづくり市民活動支援センター(まちづくりプラザ)が事業担当所属の間に入って中間支援を行います。

申請を考えている市民活動団体は、あらかじめ希望日時をお知らせのうえ、必ずお越してください。

市民活動推進課(事業担当所属)

所在地:市役所本庁舎 ほか

電 話:81-4111 内線392

*午前8時30分~午後5時15分

(休日は施設等によって異なります。)

まちづくり市民活動支援センター(まちづくりプラザ)

所在地:郭町2丁目30番地

電 話:75-0394

*午前10時から午後10時(月曜を除く)

[募集事業についての説明会]

次のとおり募集事業についての説明会を開催します。

- ・と き/4月7日(土) 午後7時~8時
- ・と ころ/まちづくり市民活動支援センター

* 相談期間中に書類を提出することも可能です。

書 類 の 受 付 期 間

5月8日(火)

~

5月11日(金)

市民活動推進課に希望日時をお知らせのうえ、直接提出してください(期限厳守、郵送不可)。

必ず、相談期間中に、事業担当所属に相談したうえで提出してください。

提出時に、申請内容の最終確認を行いますので、申請内容のわかる方(申請団体の会員)がお越してください。



公開審議会の開催

5月27日(日)

大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会の公開審議会に必ず出席し、申請書に基づきプレゼンテーションを行ってください。

- ・とき / 5月27日(日) 午前9時～
- ・ところ / まちづくり市民活動支援センター
(郭町2丁目30番地、電話.75-0394)
- ・人員 / 1団体2人(申請団体の会員)まで



交付の決定

6月上旬

大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会の審議結果を受け、市が交付・却下を決定し、通知書を郵送します。

事業の概要及び金額は、市のホームページなどで公開します。



9-2へ

〔市民活動団体設立助成〕

市民活動団体設立助成の相談・申請は、平成25年2月28日までに行ってください。また、市民活動団体設立助成の場合は、公開審議会でのプレゼンテーションを行わず、書類審査を行います。

9-2 主なスケジュール (事業実施から事業報告会まで)

〔市民活動助成、初めの一步助成〕

事業の実施

交付決定通知後
~
翌年2月28日(木)

市民協働マニュアルに基づき、事業担当所属と協働して事業を実施していただきます。

事業実施中も、定期的に協議の場を持ち、適切な事業の執行に努めていただきます。



事業の完了

~翌年2月28日(木)

市民協働マニュアルに基づき、事業担当所属とともに「協働事業評価シート」により事業を振り返り、評価・検証していただきます。

事業報告書等は、事業完了後20日以内に提出してください。

事業報告書には、活動実績（写真、チラシなどの成果物、新聞記事等を添付）、収支決算書（すべての領収書のコピーを添付）、協働事業評価シートを添付してください。



助成金の交付

事業完了後~

助成金の交付は事業完了後に行います。

ただし、交付決定金額の3分の2を上限に事前に交付することができます。



事業報告会の開催

翌年5月18日(土)
(予定)

公開の事業報告会に必ず出席し、事業報告書に基づき事業の結果や成果などを報告してください。

〔市民活動団体設立助成〕

市民活動団体設立助成の事業は、平成25年3月31日までに行ってください。また、市民活動団体設立助成の場合は、事業報告会での報告を行いません。

市民活動助成申請書

平成 年 月 日

大垣市長 小川 敏 様

(申請団体)

所在地 団体の主たる事務所の所在地を
記入してください。

団体名 団体名を記入してください。

代表者名 代表者の役職名と氏名を記入し
てください。

次のとおり、市民活動助成事業の交付金を申請します。

1 市民活動助成事業名

内容が容易に理解でき、かつ簡潔な名称とし、最後は「…事業」として記入してください。

2 助成の種類及び助成申請額

助成の種類・助成申請額を記入してください。

3 事業期間

事業全体の事業期間（平成24年6月上旬から平成25年2月28日までの間）を記入してください。

4 添付書類

事業計画書（具体的な活動内容）

収支予算書（見積書を含む。）

申請書の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

(注) 市民活動団体設立助成については、2について記載し、見積書を添付

活動計画書

| | |
|--------|--|
| 1 申請団体 | (団体名) |
| | (代表者名) |
| | (連絡先) 担当者 |
| | 住所 〒 |
| | T E L F A X |
| | 携 帯 e-mail |
| (会員数) | 人(男性 人、女性 人) |
| (会費) | 年・月・その他() 円 |
| 2 事業名 | ・申請書の事業名と一致すること。 |
| 3 実施場所 | ・実施場所を記入してください。 |
| 4 実施期間 | (事業の期間) ・申請書の事業期間と一致すること。 (事業の開催日) ・事業期間内に実施する講演会やイベントなどの開催年月日を記入してください。 |
| 5 団体概要 | (設立年月日) ・団体の設立年月日を記入してください。 (設立目的) ・定款又は規約、会則で定める団体の目的を記入してください。 (活動実績) ・直近の3年間に市内で行った主な活動について、年ごとに、いつ・どこで・どのようなことを・だれを対象に行ったかを簡潔に箇条書きで記入してください。 ・上記で記入した主な活動の中で、国・地方公共団体及びその外郭団体からの助成や委託を受けた事業があれば、その旨を括弧書き「例：(大垣市市民活動助成事業)」で記入してください。 ・団体の活動内容がわかるパンフレットなどがあれば添付してください。 |

申請に対する連絡担当者の氏名・住所・連絡先を記入してください。

| | |
|--------|--|
| 6 事業目的 | <p>(現状と課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請の前提となった事柄について記入してください。 ・記入にあたっては、どのような現状・課題があるのかを可能な限り数値を用いるなど、客観的に、具体的かつ簡潔に箇条書きで記入してください。 <p>(事業の目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的や事業の必要性を、具体的かつ簡潔に箇条書きで記入してください。 |
| 7 事業内容 | <p>(事業の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題の解決のために、どのような方法で、どのような事業を、どこまで行うのか(目標)を、具体的かつ簡潔に箇条書きで記入してください。 ・助成を受けることで、どのように事業が発展するのかを、具体的かつ簡潔に箇条書きで記入してください。 <p>(実施の体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するうえでの総括責任者や企画担当者、実施担当者、広報担当者の氏名など、図を用いるなどして記入してください。 |
| 8 事業効果 | <p>(事業の効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施することにより、市民にとってどのような効果が期待できるのかを、具体的かつ簡潔に箇条書きで記入してください。 <p>(将来展望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業で得た成果を活用した今後の事業展開について、具体的かつ簡潔に箇条書きで記入してください。 |
| 9 参加対象 | <p>(事業の対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象者(受益者)の年齢層・人数などを具体的かつ簡潔に箇条書きで記入してください。 <p>(市民参加を求める方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く市民参加を求める方法を、具体的かつ簡潔に箇条書きで記入してください。 |

10 スケジュール

(月単位の予定)

・事業開催に向け、事業期間内にどのようなことを行うのかを月別に、具体的かつ簡潔に箇条書きで記入してください。

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

活動計画書の行の追加は適宜行ってください。
ただし、活動計画書は4ページ以内に収めてください。

収支予算書

(収入)

| 区 分 | 金 額 | 積算の基礎 |
|-------|-----|--|
| 助成希望額 | | ・「市助成金」とし、希望額を記入してください。 |
| 会負担金 | | ・例) 会費など、詳しく記入してください。 |
| 参加料 | | ・例) 資料代 100円×100人=10,000円など、詳しく記入してください。 |
| 寄附金 | | ・例) 寄附金 500円×10人=5,000円など、詳しく記入してください。 |
| 合 計 | | |

(支出)

| 区 分 | 金 額 | 積算の基礎 |
|----------|-----|---------------------------------|
| 費用弁償 | | ・講演会・研修会の講師等に支払う旅費及び宿泊費 |
| 謝 金 | | ・講師等への謝礼金 |
| 消耗品費 | | ・活動に必要な最低限の事務用品や3,000円未満の物品 |
| 印刷製本費 | | ・パンフレット等の作成や写真の現像・焼付代等 |
| 使用料及び賃借料 | | ・会場借上料（可能な限り市の施設を使用）、 機器借上料等 |
| 通信運搬費 | | ・郵便料（切手、はがき代）や運搬料 |
| 保 険 料 | | ・イベント保険やボランティア保険等の掛金 |
| 手 数 料 | | ・登録等各種証明手数料 |
| 原 材 料 費 | | ・原料または材料に必要な経費 |
| 合 計 | | |

◎ 対象となる経費は事業の実施に直接要する経費です。申請団体の事務所の賃借料や光熱水費などの管理費、飲食費、団体の会員及び事業への参加者の旅費及び日当、事業への参加者に支給する記念品の購入経費などは対象外です。

・「積算の基礎」欄には、積算の基礎となる事柄を詳しく記入してください。

例) 費用弁償 講師旅費 JR東海道本線（名古屋—大垣）@740円×2=1,480円

例) 印刷製本費 チラシ（A4・4色カラー） @50×1,000円=50,000円

・可能な限り見積書を添付するとともに、1件10万円を超える経費及び1物品2万円を超える場合には、異なる2業者以上から見積書を取り、低い額を採用してください。

・「金額」欄には、「積算の基礎」欄に記入した額の合計を記入してください。

・支出の合計の「金額」欄の額は、収入の合計の「金額」欄の額と一致させてください。

・上記以外に必要な経費がある場合は、ご相談ください。

・大垣市内の業者から調達・購入してください。

| | |
|-----|---|
| Q 1 | 助成事業でも市と協働するのですか。 |
| A 1 | 大垣市市民協働のまちづくり指針においても、助成は市と市民活動団体による協働の一形態としています。実施主体は団体ですが、市の事業担当所属と協働して実施することで、事業効果はより高まります。市は、平成24年3月に作成した市民協働マニュアルに基づき、市民活動団体との協働を推進します。 |
| Q 2 | 事業担当所属も審議に参加するのですか。 |
| A 2 | 審議は、まちづくり市民活動育成支援推進委員会（3ページ参照）が行いますが、事業担当所属には意見書の提出と審議会への出席を求めます。 事業は、事業担当所属との協働により推進していただきますので、当該所属の意見は重要です。 したがって、申請書類を提出する前に、事業担当所属と十分に話し合っておく必要があります。 |
| Q 3 | 「大垣市市民活動助成」と「大垣市かがやき市民手づくり協働事業」との違いは何ですか。 |
| A 3 | 「大垣市市民活動助成」は、市民活動団体から申請のあった対象事業について、審議・審査のうえ助成するもので、事業主体は事業を行う市民活動団体です。 「大垣市かがやき市民手づくり協働事業（市民団体提案型事業）」は、市民活動団体から提案のあった対象事業について、審議・審査のうえ市が市民活動団体に企画運営を委託して実施するもので、主催者は市、主管は事業を受託した市民活動団体です（市民活動団体が行う事業に対して助成するものではありません）。 |
| Q 4 | 市民活動助成、初めの一步助成は何事業まで申請することができますか。 |
| A 4 | 市民活動助成、初めの一步助成とも1団体1事業です。なお、市民活動助成、初めの一步助成を一度に申請することはできません。 |

平成24年度市民活動助成の申請の手引き

平成24年4月

発行 大垣市かがやきライフ推進部

市民活動推進課

住所 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

電話 81-4111（内線392）